

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付の一部を支給しない旨の処分及び同日付けでした同給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにアルバイトとして雇用され、平成〇年〇月〇日にBにおいてコンサート会場設営の作業に従事していた。

請求人によれば、上下2段となっているステージの下段で作業中に、上段のステージから落下してきた床板（畳1畳分くらい）が左足に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、Cクリニック（以下「C整形外科」という。）に受診し「左下腿打撲擦過傷、左腓骨頭骨折の疑い、左腓腹筋拘縮」と診断され加療し、その後、複数の医療機関で「左腓腹筋拘縮、末梢性神経障害性疼痛」等（以下「本件傷病」という。）により治療を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に係る療養補償給付を監督署長に請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日には治ゆ（症状固定）しているとして、同年〇月〇日から治ゆまでの期間に係る分を除いて、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、同日以降等の療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現在も治療を継続しており、本件傷病は治ゆしていないと主張するので、以下において検討する。

(2) 本件事故後に診察したD医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、傷病部位は左膝外側から下腿骨側、他覚的所見は打撲部の発赤、擦過創があり、神経麻痺はなく、経過は安静、投薬による経過観察であり、通常は約3週間の安静を要する、と述べている。また、本件事故後の医療機関の受診は、事故当日を含め、平成〇年〇月末日までに〇日しかないと、さらに、平成〇年〇月末日までの間は医療機器販売業務に就労していることから、本件事故による負傷の程度は軽度なものであったと判断される。

(3) 本件療養補償給付の請求期間に係るF病院における治療内容等について、G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書で、要旨、「傷病名：左下腿打撲。神経学的に異常所見はなく、X線で骨傷なし。左下腿の痛みのために歩行困難、腰痛があり、温熱療法、徒手療法、プールでの筋力トレーニングなど施行。痛みのコントロールとして、投薬・外用処方などを行っている。今後の治療は、慢性的な疼痛に対する対症療法で、治療として期待できるのは疼痛緩和と筋力維持・強化と考えられる。」と述べており、請求人には器質的・神経学的に異常所見は認められず、また、平成〇年〇月以降の同病院における治療内容は、残存する疼痛等の症状に対する対症療法である

ことが認められ、H内科医院における治療内容も前記病院と同様な理学療法等の対症療法であることが認められる。

(4) 以上から、本件事故による負傷は軽度であり、決定書第2の1に説示する「判断の要件」に基づき判断すると、請求人の平成〇年〇月以降の各医療機関における療養内容は、前記検討したとおり、治ゆ（症状固定）後の対症療法であって、療養補償給付の支給要件に該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。